同12の12の注中「就労移行支援体制加算」を「就労定着支援体制加算」に改め、同12の14を次のように改める。

14　送迎加算

イ　送迎加算(Ⅰ)　27単位

ロ　送迎加算(Ⅱ)　13単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第12の16の注中イからニまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第12の16の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第13のイのイ中「589単位」を「584単位」に、「526単位」を「519単位」に、「494単位」を「487単位」に、「485単位」を「478単位」に、「469単位」を「462単位」に改め、同イのロ中「538単位」を「532単位」に、「481単位」を「474単位」に、「447単位」を「440単位」に、「438単位」を「431単位」に、「423単位」を「416単位」に改め、同イの注４を次のように改める。

４　イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合（ただし、(3)から(7)までについては、平成27年10月１日以降に限り、(8)及び(9)については、平成27年９月30日までに限る。）に、それぞれ(1)から(9)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合

(2)　指定就労継続支援Ａ型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援Ａ型計画（指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労継続支援Ａ型計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援Ａ型計画等」という。）が作成されていない場合　100分の95

(3)　平均利用時間（過去３月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものをいう。以下同じ。）が１時間未満の場合　100分の30

(4)　平均利用時間が１時間以上２時間未満の場合　100分の40

(5)　平均利用時間が２時間以上３時間未満の場合　100分の50

(6)　平均利用時間が３時間以上４時間未満の場合　100分の75

(7)　平均利用時間が４時間以上５時間未満の場合　100分の90

(8)　週20時間未満の利用者（(9)において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合　100分の90

(9)　短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合　100分の75

別表第13の７中「42単位」を「30単位」に、「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同13の８中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同８のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　６単位

別表第13の８の注１中「注２」の下に「及び注３」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同８の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同注２を同８の注３とし、同８の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第13の12のくを削り、同12の注２に次のただし書を加える。

ただし、イの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第13の12の注３及び注４を削り、別表第13の13を次のように改める。

13　送迎加算

イ　送迎加算(Ⅰ)　27単位

ロ　送迎加算(Ⅱ)　13単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第13の15の注中イからニまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第13の15の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第14のイのイ中「589単位」を「584単位」に、「526単位」を「519単位」に、「494単位」を「487単位」に、「485単位」を「478単位」に、「469単位」を「462単位」に改め、同イのロ中「538単位」を「532単位」に、「481単位」を「474単位」に、「447単位」を「440単位」に、「438単位」を「431単位」に、「423単位」を「416単位」に改め、同14の４中「49単位」を「69単位」に、「22単位」を「59単位」に改め、同ロの次に次のように加える。

ハ　目標工賃達成加算(Ⅲ)　32単位

別表第14の４の注１中「第６項」を「第５項」に、「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に、「３分の１」を「２分の１」に改め、同注１に次のように加える。

(4)　原則として、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の４の注２中「ロ」を「ハ」に、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、次のただし書を加える。

ただし、イの目標工賃達成加算(Ⅰ)又はロの目標工賃達成加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。